

住宅耐震改修に伴う減額申告書

令和 年 月 日

扶桑町長様

個人番号または法人番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

納税義務者 住所

氏名

減額の規定の適用を受けるため、町税条例附則第10条の3第8項及び第11項の規定により下記のとおり申告します。

家屋の所在	家屋番号	種類	構造	床面積 (㎡)		建築年月日及び 登記年月日	耐震改修が完了 した年月日	耐震改修に 要した費用 (円)
						令和 . .	
						令和 . .	
						令和 . .	
						令和 . .	
						令和 . .	
工事完了後3ヶ月以内に提出できなかった理由				※ 上記物件の特例適用 (職員記入欄)				
				令和 年度より税額を減額 <input type="checkbox"/> 町税条例附則第10条の3第8項 <input type="checkbox"/> 町税条例附則第10条の3第11項 (長期優良住宅の認定を受けて改修) 注1				

住宅耐震改修に伴う減額について

昭和57年1月1日以前から所在する住宅で、平成25年1月1日から令和8年3月31日までの間に耐震改修工事を行った場合、改修工事が完了した年の翌年度1回限り、120㎡相当分まで固定資産税の減額を受けることができます。減額の対象となるのは住居部分のみで、店舗、事務所部分等は減額の対象となりません。

減額措置対象の納税義務者は、改修工事完了後3ヶ月以内に必要書類を持参して、減額の手続きを行ってください。

対象家屋

・昭和57年1月1日以前から所在する住宅（併用住宅は居住部分の床面積が2分の1以上、店舗及び事務所部分等は減額の対象外）

減額を受けるための主な要件

耐震改修工事費が50万円超

減税額

改修工事を行った住宅の固定資産税額の2分の1（長期優良住宅の認定を受けて改修した場合は3分の2）

※都市計画税は減額されません。※120㎡相当分まで

減額される期間

改修工事が完了した年の翌年度（1年度分）

通行障害既存耐震不適格建築物の場合は2年度分（長期優良住宅の認定を受けて改修した場合は、初年度3分の2、次年度2分の1）

申告に必要な書類（添付書類）

- ※①住宅耐震改修証明書・・・扶桑町（住宅耐震改修に関する補助事業を活用したもの）始め地方公共団体
- ②増改築等工事証明書・・・建築士（建築事務所に所属する）、指定住宅性能評価機関又は指定確認検査機関
- 領収書等（耐震改修工事の費用が50万円超の確認が出来る書類）・・・施工業者
- 長期優良住宅認定通知書の写し（特定耐震基準適合住宅に該当する場合）

※①については、「耐震改修後の家屋が耐震基準を満たしていること」また、「耐震改修工事費用が50万円超であること」を町で確認（耐震改修工事に伴い補助金を行っているため）しているため、領収書等の添付は必要ありません。②については、建築士、指定住宅性能評価機関又は指定確認検査機関が証する書類において、耐震改修工事費用が50万円超で行っているかの確認ができないため領収書等の添付が必要になります。

また、耐震改修工事と合わせてリフォームを行っている場合、領収書に耐震改修工事費用が50万円超の確認が取れる、改修工事の内容及び費用を確認できる明細書等書類も合わせて添付していただく必要があります。

根拠法令

地方税法附則第15条の9第1項～第3項、第15条の9の2第1項～第3項